

黄櫨染御袍(夏)

個人蔵



明治天皇(1852~1912)の御料として伝えられる夏の黄櫨染御袍。黄櫨染御袍は天皇にのみ許された禁色の袍で、その名称はその染料の名前に依っている。『延喜式』卷第十四縫殿寮雑染用度の条には、黄櫨綾1疋を染める材料として「櫨十四斤。蘇芳十一斤。酢二升。灰三斛。薪八荷」。帛一疋には「紫〔草〕十五斤。酢一升。灰一斛。薪四荷」が挙げられている。元来黄櫨染は天皇の服色に限られなかったが、嵯峨天皇の弘仁11年(820)2月2日の詔で、天皇・皇后・皇太子の装束が定められ、天皇については、大小の神事や諸陵の奉幣には帛衣、元正朝賀に衮冕十二章の礼服、朔日の受朝と聴政、蕃国の使いに会う時、奉幣、大小の諸会には黄櫨染を用いることが定められた。これは中国の隋・唐の皇帝の服色を踏まえたもので、『唐書』(車服志)によると、唐の高祖(566~635)の時に「赭黄袍」が皇帝の常服とされ、やがて皇帝の袍として赤黄色が用いられ、臣下の同色使用が禁じられたとしている。服飾の色については、染料の種類、配合、媒染、染数、染方、生地の種類、温度、道具により発色に差異が生じるも

のであり、同一のものを得ることは極めて困難である。一般に、若年の際には黄色が強く、年齢を重ねるに伴い赤味を強くするとされるが一様ではない。生地には君主の徳を象徴する桐・竹・鳳凰・麒麟の吉祥文が長方形の筒形にまとめられて織り出され、夏の袍は縠織と呼ばれる縠織、冬の袍は平絹の裏地を付けた固地綾が表に用いられた。この黄櫨染御袍は、首上の綴じ糸が「+」で、白糸により縫製された山科流仕立てであり、また夏の単仕立てであることから、袖口や裾の裾は生地を折り返すことなく、糊を芯にして捻り固めた糊捻りが施されている。黄櫨染御袍は夏・冬とも生地の裏を表として仕立てられており、通常は緯糸(横糸)で表される文様が経糸組で表現され、糊を装束の裏側(織物としては表側)に引いて張りを持たせている。黄櫨染御袍は近代以降の皇室では、即位礼紫宸殿の儀(正殿の儀)や宮中三殿における恒例・臨時の大祭及び小祭などにおいて天皇陛下がお召しになられている。

(2~4頁 EF共同研究員・田中潤)

宮家王殿下料産着

一般社団法人霞会館・衣紋道研究所蔵

宮家の王殿下の誕生に際して誂えられた産着である。宮家の共通紋である十四葉裏菊紋を配すること、身頃の背守りの縫い方より、宮家の王殿下の料と判明する。この産着は、誕生後50日に行われる三殿に謁するの儀や、両陛下に初めて拝謁する初参内の折などに着用されたと思われる。別々に仕立てられた一つ身仕立ての袴二枚を重ね、襟下と肩上げの所で内外を一緒に縫い止めている。内衣は表裏とも白羽二重の綿入れ仕立てで、外衣は表地に張りのある白平絹、裏地に白羽二重を用いている。外衣の背中心と両後ろ袖には、松竹梅の繁る蓬莱山に鶴亀が遊ぶ図案の中央に、十四葉裏菊紋を配した文様が胡粉で型摺りされている。背縫いの無い一つ身は、魔がさすと考えられており、背

守りと呼ばれる点線状の飾り縫いが施された。この産着では白糸が背中心に沿って直線に縫われ、背中心から左下に縫い降りており、糸の両端は飾り房にされている。守り縫いとも称されるこの背守りには、縫製上の様々な故実が伝えられており、ある説では、男子は針の裏を出して左に曲げ、女子は針の表を出して右に曲げ、背中心部分は7針、斜めの部分は5針とし、針目の数は1年12か月の内、大の月が7か月、小の月が5か月あることに因むとするものもある。産着自体からは窺うことができないが、産着を着る際、男児は左袖から、女児は右袖から袖を通すとの故実も伝えられている。

(学芸員・長佐古美奈子/EF共同研究員・田中潤)



宮家共通紋を配した蓬莱文

